

学生・教職員の皆様へ

岐阜女子大学  
学長 松川 禮子**非常事態宣言下における感染拡大防止策の徹底について（通知）**

岐阜県は1月9日現在、同日新規コロナウイルス感染者は過去最多の105人を記録、1月だけで681人（感染者累計が2,972人）となり感染が急激に拡大し岐阜県の医療提供体制もひっ迫しています。

このような状況下、岐阜県は1月9日に県独自の非常事態宣言を発令しました。全県民に対し、午後8時以降の外出自粛、会食時の注意など行動変容を強く求めています。

特に、大学でのクラスターは、部活動、寮生活、コンパ等の会食、自家用車による旅行（往来）によると分析され、学生の活動自粛・行動回避などについて協力が強く求められています。

本学は、今後も学修機会確保に全力を挙げ、修学、就職等に不利益が生じないように取り組みます。ついては、学生の皆様も安心して学修を継続できるよう下記の感染防止策を今一度確認し、徹底して実行してください。

- 1 昼夜を問わず、特に午後8時以降の不要不急の外出をしない
- 2 昼夜、自宅・外食を問わず、複数人での長時間の飲食をしない
- 3 接待を伴うアルバイトはしない
- 4 クラブ活動等は感染防止対策担当を決めて責任をもって実施する
- 5 複数人が同乗する車の移動は行わない

**常時実施していただくこと**

- 1 いつでも、どこでも必ずマスクを着用する。
- 2 こまめに手指消毒を行う。
- 3 体調チェックを毎日実施する。
- 4 体調に異常を感じたら、まず自宅待機（診察とアドバイザーへ連絡）。
- 5 酒類を伴う集まりには参加しない。

**「かからない」「ひろげない」は、あなたの行動にかかっています。「自分自身を守り、家族を守る」ため、是非感染拡大防止策を徹底して実行してください。**